国策の誤りがもたらした先の戦争から68年。自民党の参院選圧勝により、憲法が禁じてきた集団的自衛権の行使容認が現実味を増し、改憲論議も今後熱を帯びそうだ。「原爆の日」と終戦記念日を前に、問題点を２人の識者に寄稿してもらった。

生存権見詰める政策を

過度の公益重視に懸念

中原 聖乃（中京大特任研究員）

なかはら・さとえ　65年山口県生まれ。神戸大大学院博士課程修了。文化人類学者。近著に「放射能難民から生活圏再生へ」。マーシャル諸島に15年通い実態調査した。

サンゴ礁の白い砂浜、エメラルドグリーンの海。美しくもはかないサンゴ礁の恵みと厳しさを、太平洋・マーシャル諸島の人々は生きてきた。

この場所で米国が1946～58年に行った核実験を累計した総威力は、米本土で行われた核実験の100倍だ。中でも第五福竜丸などが被ばくした54年の水爆実験は、人体への被ばくと環境への放射能汚染をもたらした。今も故郷に帰還できないコミュニティーがあり、がんや甲状腺障害などが全土に広がっている。

一方、居住を許さない核実験場跡地は観光地化が進み、3年前に世界文化遺産に登録された。

東京電力福島第1原発事故による放射能汚染も同様の被害を招来した。土地を追われるだけではなく、影響が不明確なため、将来の生活を思い描くことすらできない。

農作物や山菜は商品として流通するだけでなく、親戚や知人へのお裾分けにもなっていた。「ここでの暮らしにお金はいらない。自分で作ったものを分け合って暮らしている」。そんな習慣が息づいている土地で今交わされる言葉は「これ、食べてもらえる？」だ。

放射能被害は、軍事利用であれ平和利用であれ、生存基盤を揺るがし、影響の不明確さゆえに幸福追求に困難をもたらす。集団避難を迫られ、田んぼを守るための作付けすら許されず、消費者が農作物を過剰に避けるという二次被害すら生む。

こんな状況に対し、憲法が保障する生存権や幸福追求権に基づき、政府は適切な政策を講じているのか。補償や除染はおろか、被災者の将来に向けた再建のめどすら政府は提示できていない。

また、自主避難者や健康不安を抱える避難区域外の住民への対応が圧倒的に不足している。それどころか、生存権を奪った原発の再稼働や海外輸出すら進めている。

原爆被害と戦争体験を踏まえた現憲法は、国家権力を制限して国民の権利と自由を守ることを目的としている。全世界の市民が平和に生きる権利にも言及している。

だとすれば、今優先すべきは生存権の回復と、今後の生存権と幸福追求権を脅かさないことだ。具体的には、広い意味での被害者救済と原発廃炉への取り組みを進め、原発輸出も中止すべきだ。

自民党は昨年、個人の権利よりも公共の利益をより重視する憲法改正草案を作成した。憲法の最高法規性を規定する部分から基本的人権が削除され、多様な個性を持つ個人が否定されている。

幸福追求権も、権力者の意向に沿って決められた公益や秩序の範囲内でしか認められない内容ではないか。もし憲法96条が改正されればどうなるのか、懸念される。

原発導入時、国は研究者らに対する思想調査をひそかに行い、科学技術の進歩や経済発展の名の下に、原発の是非に関する議論を退け、原発を「国策」として推進してきた。公益が過度に重視され、結果として個人の生存権や幸福追求権が脅かされたと言っていい。

原爆と原発によって、これほどまでに自然環境が放射能に汚染された国はほかにない。美しい自然環境は見て楽しむためではなく、個人が生存や幸福を追求するための基盤であることを忘れてはならない。その上で憲法論議と向き合いたい。